

災害時における 物資の供給に関する協定書

災害時における物資の供給に関する協定書

亀岡市（以下「甲」という。）とコーナン商事株式会社（以下「乙」という。）との間において、災害時等における応急物資（以下「物資」という。）の確保・供給に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、亀岡市内に災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）、甲乙が相互に協力して、災害時の住民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（物資の要請等）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部のいずれかを設置し、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙に対して物資の供給を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたとき、速やかに物資を調達し適切な措置をとるとともに優先的供給に努めるものとする。ただし、乙が被災したときはこの限りではない。

3 乙は、要請による物資と数量について、応じ難いときは可能な範囲内で供給するものとする。

（供給物資）

第3条 甲が乙に要請する災害時の物資は、別表1の品目を基準とする。ただし、甲と乙が協議し、乙は可能な範囲で甲に対して災害時に必要な物資の供給に協力するものとする。

（要請方法）

第4条 甲は、乙に協力を要請する場合は、原則として「協力要請書」（別記様式1）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後において文書を提出するものとする。

（物資の引取り）

第5条 物資の引取り場所は、ホームセンターコーナン亀岡大井店とし、乙は引き渡し後速やかに甲に対して、「物資供給完了書」（別記様式2）により報告するものとする。

2 甲は、必要に応じて乙に物資の運搬の協力を求めることができるものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が、甲に供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費（以下「物資の代金等」という。）は、甲が負担するものとする。

2 物資の代金等の額は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(経費の請求及び支払)

第7条 乙は、物資の納入が完了したときは、物資の代金等について、請求書をもって甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに支払うものとする。

(情報交換及び提供)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう必要に応じ相互に情報交換を行うものとし、平素から災害発生時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、諸活動中に覚知した災害に関する情報について、必要に応じ相互に提供し合うものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定の窓口は、別紙「連絡体制表」のとおりとする。

(協定の期間及び更新)

第10条 この協定は、締結の日から適用し、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り、同一内容でもって継続するものとする。

(要請の優先順位)

第11条 この協定は甲と乙が締結するものであるが、甲からの要請が京都府からの要請と重複した場合は、乙は京都府からの要請を優先するものとする。

2 甲からの要請が、同様の協定を締結している地方公共団体の要請と重複した場合は、個別に協議するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年1月19日

「甲」 京都府亀岡市安町野々神8番地
亀岡市長 桂川孝裕

「乙」 大阪府堺市西区鳳東町4丁401番地1
コーナン商事株式会社
代表取締役社長 疋田直太郎